

大阪市待機児童解消特別チーム会議（第 14 回）

2020(令和2)年12月1日(火) 13時30分～15時
市役所5階 特別会議室

1. 開 会

2. チームリーダー（市長）あいさつ

3. 報告等

（1）2020(令和2)年度予算に基づく取組み状況等について

（2）第13回会議での指示事項等の検討状況について

（3）2021(令和3)年4月の一斉利用申込状況と
待機児童解消に向けた取組みについて

（4）2021(令和3)年度における認可保育所等の必要整備量について
～2022(令和4)年4月の入所枠確保に向けて～

4. 意見交換

〔添付資料〕

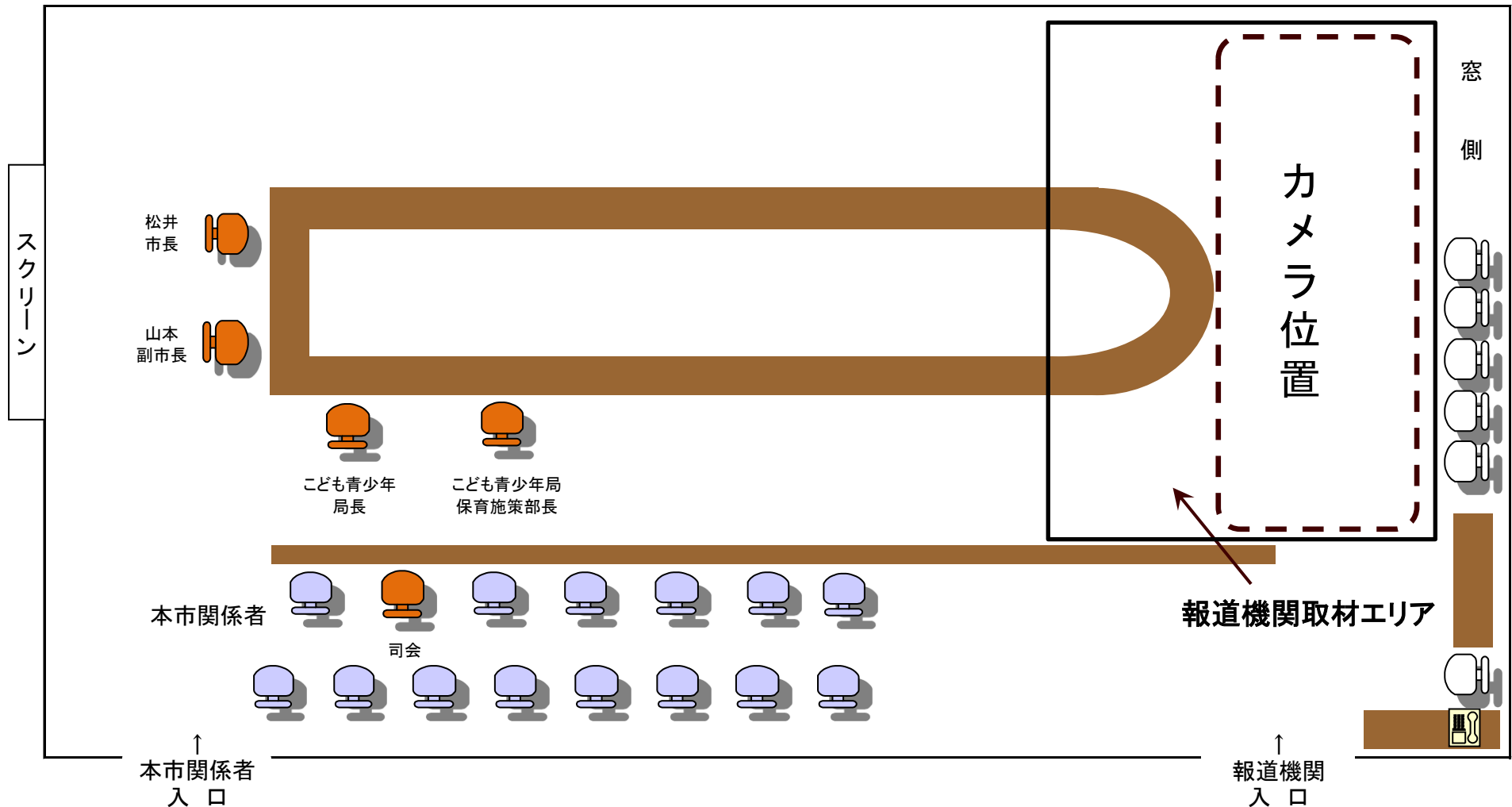
- 資料 1 大阪市待機児童解消特別チーム 委員名簿
- 資料 2 保育事業者選定状況・保育施設開設状況
- 資料 3 特別対策等の主な取組み
- 資料 4 保育人材確保対策事業の執行状況
- 資料 5 第 13 回会議での指示事項等の検討状況について
- 資料 6 2021（令和 3）年度保育施設利用申込み状況
- 資料 7 2021（令和 3）年 4 月における待機児童解消に向けた対策について
- 資料 8 保育所等整備にかかる各区の入所枠不足解消について
～2022（令和 4）年 4 月の入所枠確保に向けて～【2021（令和 3）年度予算に向けた考え方】

〔参考資料編〕

- 参考資料 1 2021（令和 3）年 4 月入所 保育施設等利用申込み状況（令和 2 年 10 月 27 日現在）
- 参考資料 2 各区の入所枠不足の解消に向けた必要整備量等について【2021（令和 3）年度予算】
- 参考資料 3 【2021（令和 3）年度】各区の必要整備量

第14回大阪市待機児童解消特別チーム会議 配席図

日時:令和2年12月1日(火曜日) 13時30分～15時
場所:大阪市役所 5階 特別会議室

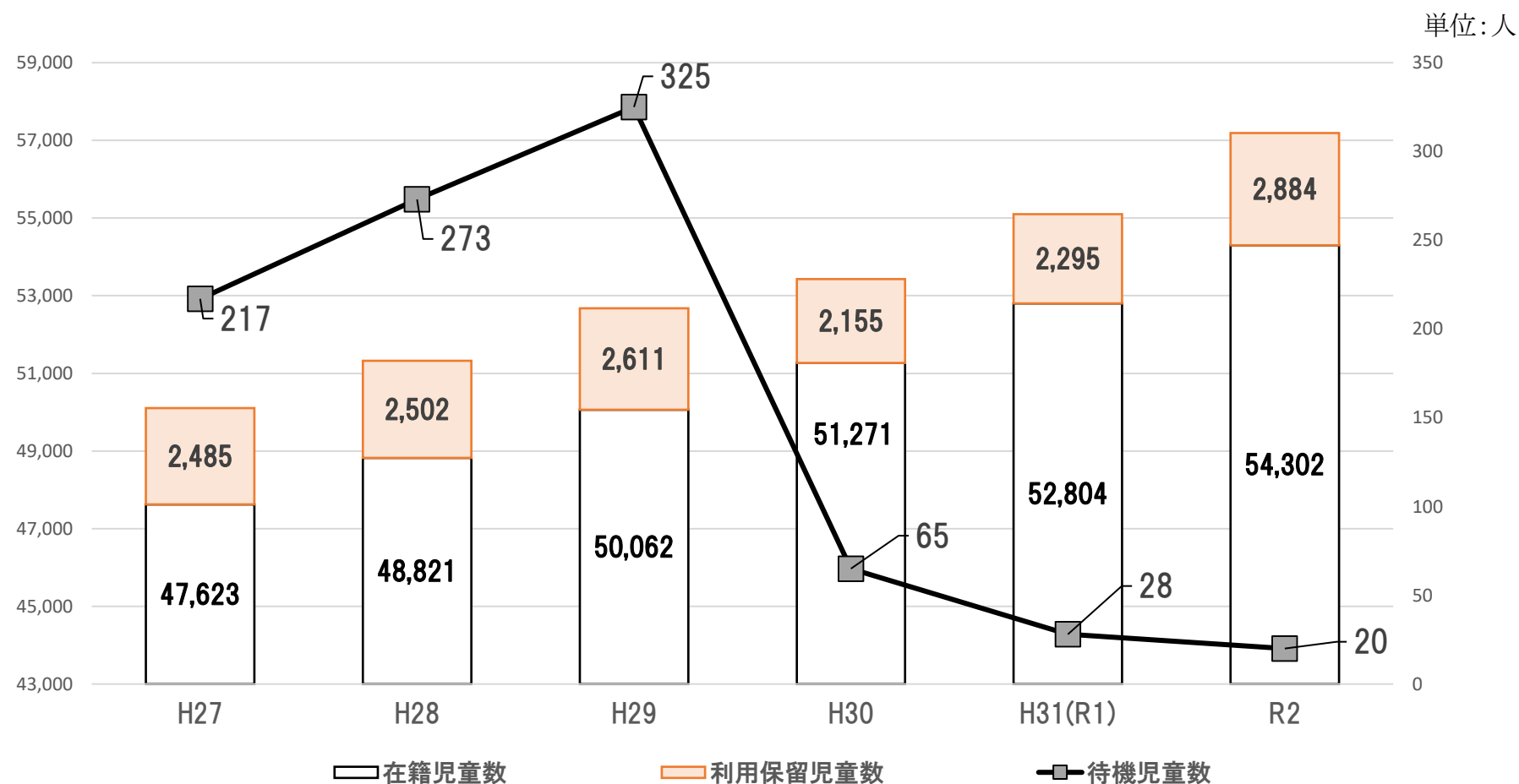


大阪市待機児童解消特別チーム 委員名簿

令和2年12月1日

	所 属 等	氏 名
チームリーダー	市 長	松井 一郎
サブリーダー	副市長	山本 剛史
委 員	平野区長	稲嶺 一夫
	北区長	前田 昌則
	中央区長	吉村 浩
	西区長	岸本 孝之
	天王寺区長	加藤 憲治
	淀川区長	山本 正広
	鶴見区長	長沢 伸幸
	こども青少年局長	佐藤 充子
	こども青少年局保育施策部長	工藤 誠

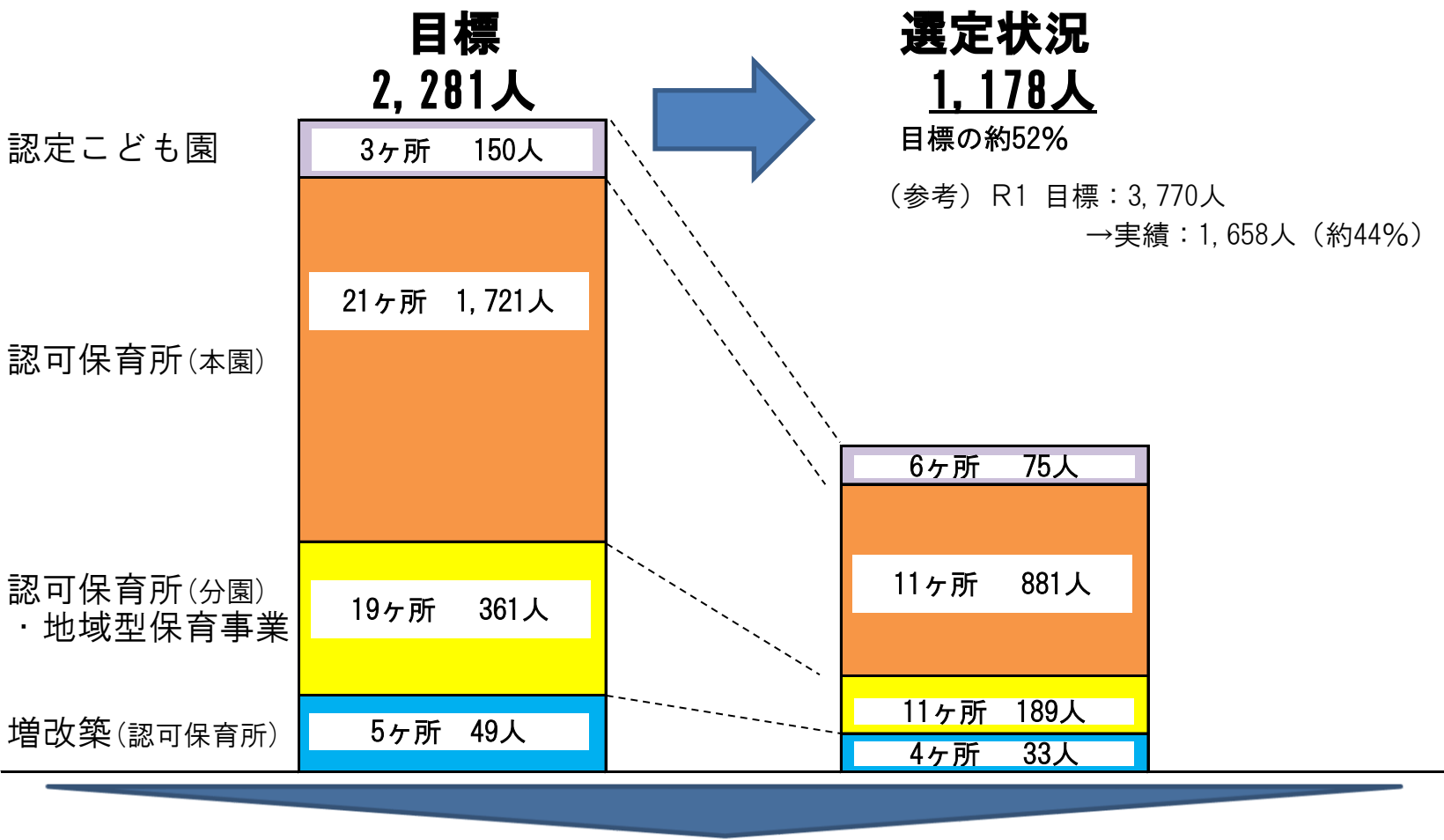
待機児童数等の推移（各年4月1日現在）



（利用保留児童数は転所希望除く）

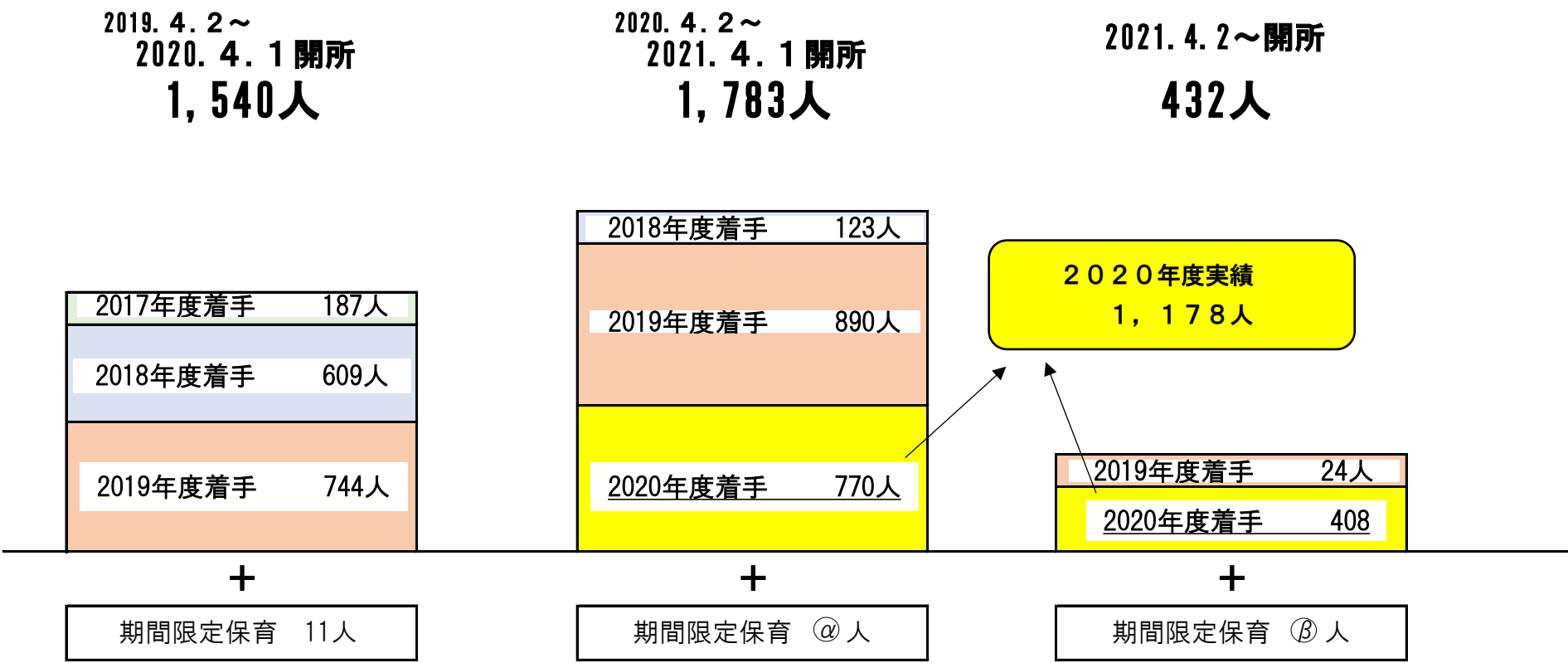
○2020（令和2）年度の保育事業者選定状況＜予算・選定ベース＞

（2020（令和2）年12月1日現在）



令和2年度予算の保育事業者選定状況は目標の約52%

○保育所等開所状況　＜開所時期別＞　（令和2年12月1日現在）



2020年4月2日～2021年4月1日の開所では1, 783人＋@ 人分の入所枠を確保

○ 特別対策等の主な取組み

1 公有財産を活用した保育施設の整備

- ・ 保育事業者の応募促進につなげるため、これまでの本市の政策方針を転換し、市有地や公有財産を活用

■2017（平成29）年度～2019（令和元）年度 【1,845人】

区役所庁舎・市役所本庁舎	18庁舎	278人
市営住宅	5住戸	60人
保育送迎バス	2事業	269人
市有地	8か所	753人
国・府有財産	4か所	485人

<開設時期内訳>

平成30年度	775人
令和元年度	770人
令和2年度	300人

■2020（令和2）年度 【114人】

都市公園（浪速公園）の活用 1か所 114人 令和4年4月開設予定

区 名	市有財産	所在地	所管局	活用面積	活用手法
浪速区	浪速公園	浪速区塩草1丁目	建設局	約836㎡	認可保育所

公有財産の活用により、1,959人分の入所枠を確保

2 大規模マンションへの保育施設設置の事前協議義務化及びマンション住民の優先入所

- ・大規模マンションを建設しようとする者が、建設計画が固まる前に建設概要の事前届出を行い、保育所整備の協議を義務化

(平成30年4月1日から条例施行)

- ・条例に基づき大規模マンション内に設置される保育施設等について、マンション住民の優先入所制度を構築(要綱を制定)

保育施設等の開設後5年間限定

- ・市長の名代として区長がマンション事業者に保育施設整備を要請(定員50人以上の保育施設の整備を要請する場合)

【協議等の状況(2020年11月16日現在)】

協議届出件数	本市の保育施設設置要請状況		マンション事業者の対応	うち区長要請
54	あり	44	要請に協力	2
			要請への対応は不可	3
			回答待ち	0
	なし	10	—	—

子育て世帯戸数	協議数
0戸	1
1～200戸	42
201～400戸	7
401～600戸	2
601戸～	2

3 事業者のうち、2事業者における保育施設運営事業者が決定

うち、1マンション事業者については、2020年6月25日に公表済

→東淀川区下新庄、2022(令和4)年4月入居開始、同年7月保育施設運営開始

3 土地オーナーに対する助成（固定資産税等相当額の助成）

- ・土地所有者が保育所用途で直接土地を賃貸する場合、その土地にかかる固定資産税等相当額の10年分を土地所有者に一括補助

年度	補助対象物件での応募率	応募数	うち、補助対象物件		
			土地賃貸	建て貸し方式	
	B/A	A	B=C+D	C	D
H28	21.4%	28	6	6	—
H29 制度創設	80.5%	41	33	33	—
H30	57.1%	7	4	4	—
H31 ※制度拡充	84.2%	19	16	16	0
R2	85.7%	28	24	18	6

※補助対象を建て貸し方式により新築されるもので建物所有者と保育事業者が建物賃貸借契約する場合にも拡大

制度創設後、補助対象物件での応募率が高い水準で推移しており、整備促進への効果が大いことから、引き続き制度周知に努める

4 都心部における保育施設等の整備促進策（民間保育所等整備事業）

■高額な建物賃借料に対応した補助金の拡充

- ・建物借料が公定価格における賃借料加算額の3倍を超える施設に対し、建物借料と賃借料加算額との差額の一部を補助（開設後5年間補助 → 北区・中央区のみ最大15年間補助・補助金上限を引き上げ）

延べ応募数 北区6件、中央区2件

■改修費等の高額化に対応した整備補助金の拡充

- ・テナントビル等に保育施設整備する場合の整備補助金の上限引き上げ（全区）

延べ応募数 全区8件（北区6件、中央区2件）

■公募要件（補助対象定員規模）の緩和

- ・認可保育所における補助対象定員の下限の引き下げ（北区・中央区）
（令和元年度以前 50人以上 → 令和2年度 30人以上）

50人未満での延べ応募数
北区3件、中央区0件

【都心部（北区・中央区）における認可保育所の一般公募応募状況】

平成30年度・令和元年度

（単位：か所）

区名	年度	公募数	延べ応募数
北区	平成30年度	5	0
	令和元年度	5	0
中央区	平成30年度	2	0
	令和元年度	2	0



令和2年度

（単位：か所）

区名	公募数	延べ応募数	選定数
北区	5	8	3
中央区	3	3	1

都心部（北区・中央区）における保育施設等の整備促進策の効果により、多くの事業者からの応募があったことから、令和3年度も引き続き進めていく

本市の保育人材確保対策事業の執行状況

資料 4

令和2年11月16日現在

市直接実施	事業名		H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R01年度実績	R2年度実績 (現時点申請数)
	保育士宿舍借り上げ支援事業		1人	175人	670人	1,109人	1,313人
	新規採用保育士特別給付に係る補助事業	採用後1・2年目	17人	361人	692人	943人	1,004人
		採用後3・4年目				拡 247人	拡 500人
	保育所等におけるICT化の推進 (H28に全施設を対象に補助。H30以降は新設園が補助対象)		396箇所		40箇所	20箇所	申請受付中
	保育補助者雇上げ強化事業				102箇所	156箇所	183箇所
	保育体制強化事業				107箇所	129箇所	199箇所
	保育士ウェルカム事業					192人	217人
	保育士働き方改革推進事業						115箇所
	保育士等の子どもの優先入所 (次年度の4月入所の利用調整における適用人数)		216人	266人	259人	264人	297人

団体実施 (補助・委託)	事業名	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R01年度実績
	潜在保育士の再就職支援事業	なし	14人	20人	33人
	保育料一部貸付事業	なし	18人	24人	31人
	未就学児のいる保育士の 子どもの預かり支援事業		0人	0人	3人
	保育補助者 雇上げ支援事業		0人	1人	2人
	保育士・保育所等 支援センター	113人	160人	206人	161人

○保育士修学資金貸付事業は大阪府が府内一括で実施

・事業の活用が進んでおり、保育人材確保の効果が現れている。

保育士働き方改革推進事業【令和2年度から事業開始】

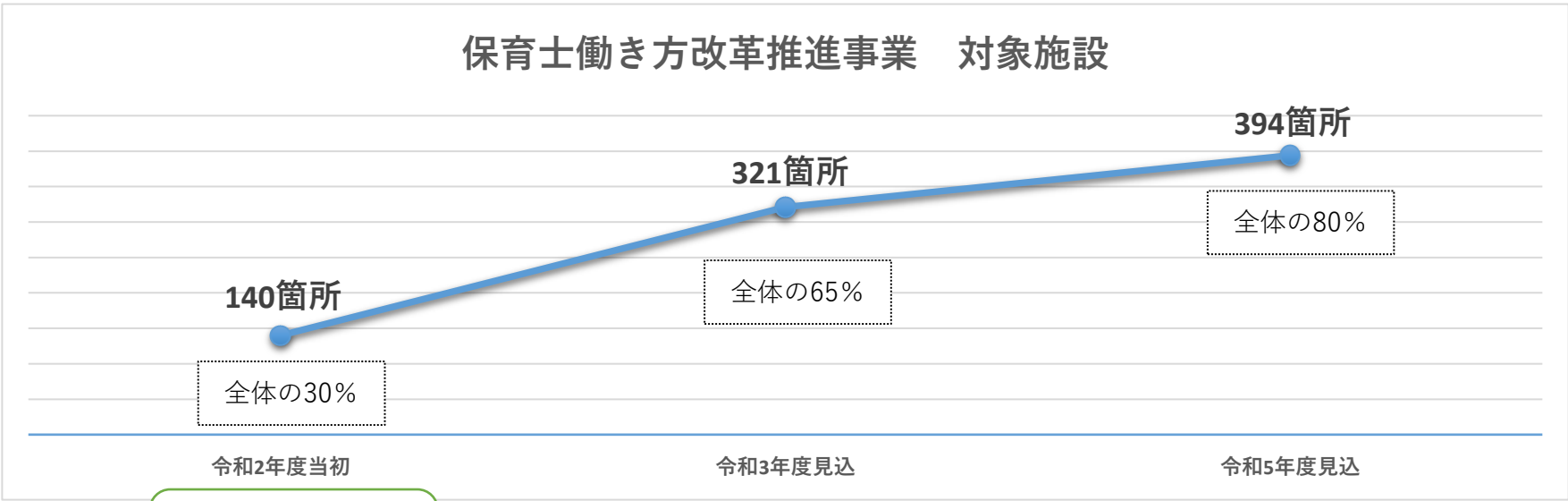
休暇の取得促進と業務量の軽減等を図る目的で配置される加配の保育士にかかる人件費を補助することによって、保育士の負担を軽減し、年休取得や研修参加、離職防止など保育士の働き方改革を推進する。

(保育士を加配 職員数12人以下…1人 職員数13人以上…2人)

事業者の声

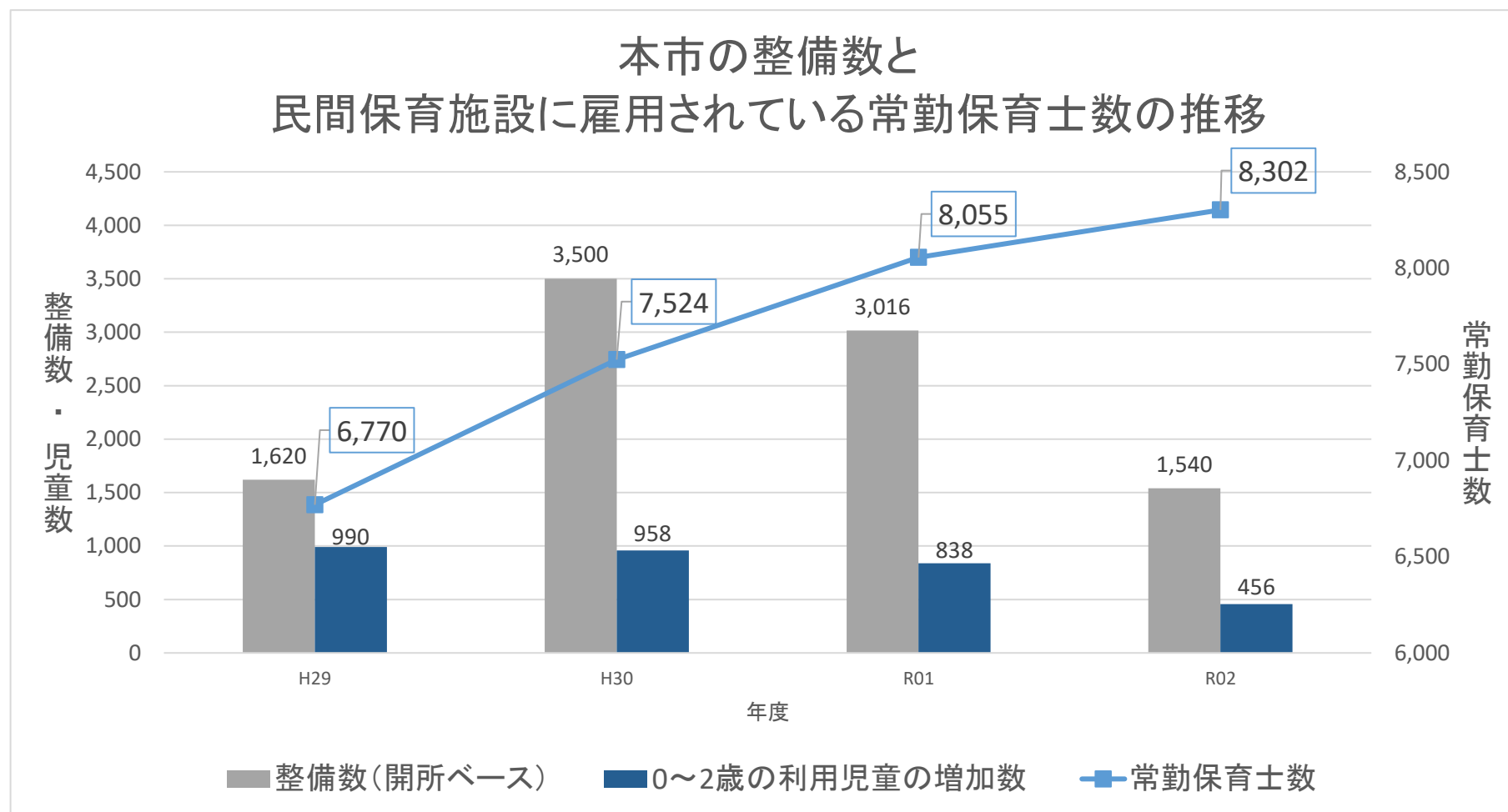
- ・活用することで、保育士が希望日に休暇をとれるようになったのが一番大きい。
- ・研修にも参加しやすくなった。

保育士働き方改革推進事業 対象施設



令和2年11月末現在
115箇所が申請

本市の民間保育施設における保育士確保の状況



* 整備数(開所ベース)は、前年4月2日～当年4月1日に開所した施設の入所枠の総数。

* 保育士数は、H29～R01は、処遇改善等加算の認定を受けた保育士・保育教諭数。(各年4月1日現在)

R02は、処遇改善等加算および保育士働き方改革推進事業の認定を受けた保育士・保育教諭数。(4月1日現在)

- ・ 保育人材確保対策事業の実施により、枠の拡大と合わせて保育士の確保が進んでいる。

(2) 第13回会議（2020（令和2）年7月30日開催）での指示事項等の検討状況について

■ 都心部（北区・中央区）における保育施設等のさらなる整備促進策について

… 資料5-1

■ 保育所における障がい児（医療的ケア児）の更なる受入れ強化について

… 資料5-2

■ 保育士業務のあり方検討について

… 資料5-3

都心部(北区・中央区)における保育施設等のさらなる整備促進策について

1 都心部(北区・中央区)の状況

・市全体では就学前児童数は減少傾向にあるが、都心部の北区、中央区では大規模マンションの建設が続いており、就学前児童数は増加している。

就学前児童数 (単位:人)

各年度4月1日	H30	R2	増減
北区	6,218	6,583	+365
中央区	4,810	4,929	+119

マンション協議件数(※令和2年度は11月16日時点)

	H30～R2計
北区	5件
中央区	11件

・このため、保育ニーズも増加しており、利用保留児童数も多い。

利用保留児童数

各年度4月1日	H30	H31	R2
北区	148人	218人	272人
中央区	109人	87人	129人



保育所整備等による入所枠の確保がまだ必要

2 公募状況(一般公募)

(単位:か所)

区 名	令和2年度公募状況			令和3年度
	公募数	応募物件数※	選定数	公募予定数
北区	5	7	3	5
中央区	3	2	1	3

※同じ物件での応募は1か所として集計した数

令和2年度について、北区は公募数5か所に対し7か所の応募があったが、中央区は公募数3か所に対し2か所の応募にとどまる。



令和3年度の公募予定数も令和2年度と同数であることから、**さらなる促進策が必要**

3 事業者等の声

- ・北区・中央区は一定の広さがある土地・建物情報がほとんど市場にでてこない(不動産事業者)。
- ・金融機関から土地・建物情報の紹介を受け、地主にプラン(店舗など)を提案する。保育所は保護者が送迎するので、大通りから離れて少々不便であっても、テナントとして誘致できる(デベロッパー)。
- ・都心部では土地の有効活用のため高層賃貸マンションや複合テナント物件の建設が多く、これらの建設には、12か月以上の工期が必要であり、新築計画時にテナント部分に保育所の設置が検討されても、現在の公募条件(翌年4月開所)に合わず応募できない(保育事業者)。
- ・土地を保育所に活用することも考えており、(大阪市から)保育事業者を紹介してほしい(土地所有者)。
- ・固定資産税等相当額10年分の助成は東京都の同様の施策(5年間免除)よりも手厚いことを知らなかったので、もっとアピールすべき(不動産事業者、デベロッパー)。

4 対応の方向

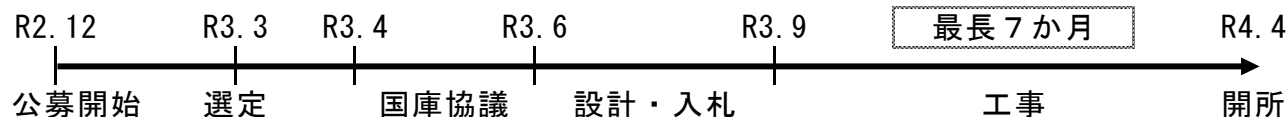
- ・一定の広さがある物件(土地・建物)情報がほとんど市場にでてこない北区・中央区で、新築の複合テナント物件を活用した保育施設等の設置が現在の公募条件(翌年4月開所)では困難。
 - ➔ ①一般公募における公募条件を変更し、翌年4月開所期限を、翌々年4月とする。
- ・物件所有者が、所有する土地・建物を保育所に活用することを考えても、保育事業者との接点がなければ、保育所への活用を躊躇する可能性がある。
 - ➔ ②物件を保育施設等として活用したい物件所有者と保育事業者をマッチングする、「不動産活用による保育施設整備マッチング事業」を実施する。

さらなる整備促進策① = 一般公募における公募条件(開設期限)の変更

現状

保育所の整備の際は、翌年4月を開所期限として、例年予算発効前から保育事業者の公募を開始しているが、現在のスケジュールでは、確保できる工期が最長7か月である。

現在の通常整備スケジュール

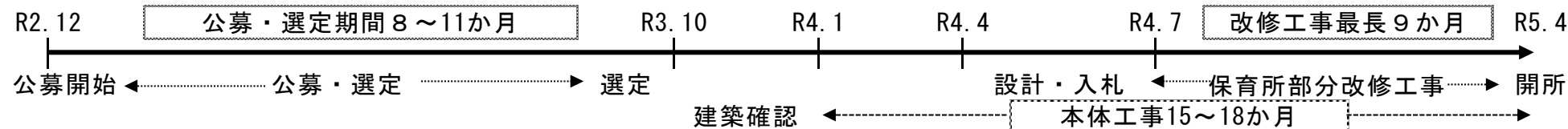


課題

- ・ 都心部では土地の有効活用のため高層賃貸マンションや複合テナント物件の建設が多い。
- ・ これらの建設には、12か月以上の工期が必要であり、新築計画時にテナント部分に保育所の設置が検討されていても、現在の公募条件（翌年4月開所）に合わず応募できないという事業者からの声も出ている。

土地の確保が困難な都心部の保育ニーズへの対応策として、開所期限を翌年4月に限定せず、翌々年4月も可とし、新築テナント物件等への保育施設等誘致を強化する。

今回提案の整備想定スケジュール



さらなる整備促進策② = 「不動産活用による保育施設整備マッチング事業」の実施

・北区・中央区は一定の広さがある土地・建物情報がほとんど市場にでてこない一方、物件所有者から「土地を保育所に活用することも考えており、(大阪市から)保育事業者を紹介してほしい。」との声もある

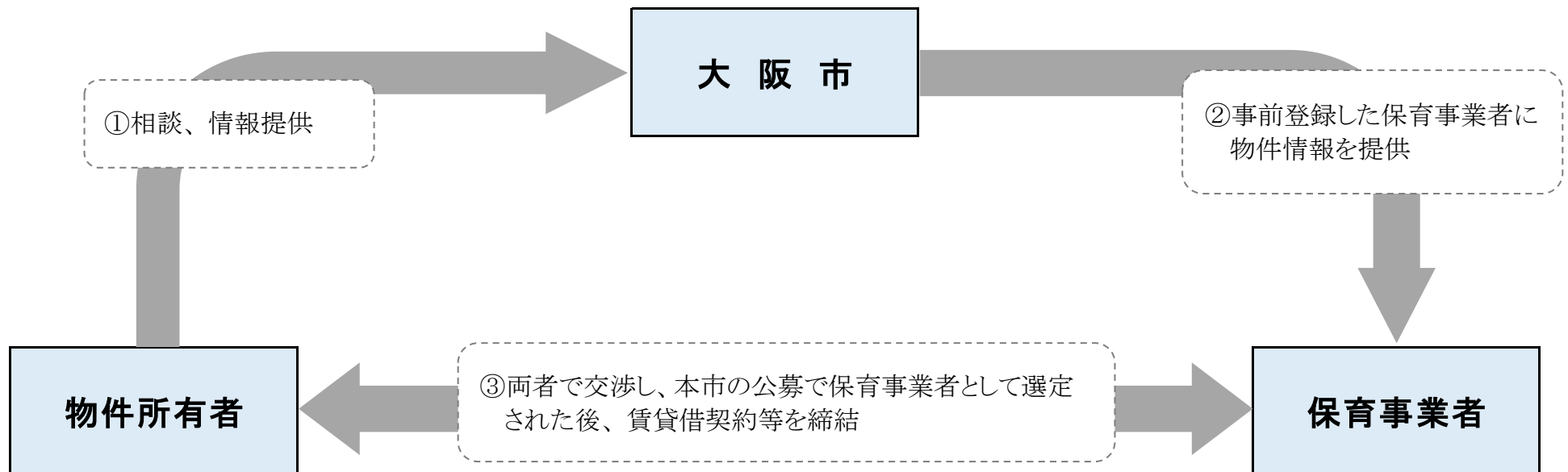
➡ 物件所有者が、所有する土地・建物を保育所に活用することを考えても、保育事業者との接点がなければ、保育所への活用を躊躇する可能性がある。



物件を保育施設等として活用したい物件所有者と保育事業者をマッチングする「不動産活用による保育施設整備マッチング事業」を実施

【対象区】 整備補助対象地域 【周知方法】 ホームページを活用(「固定資産税等相当額の助成」もあわせて周知)

【不動産活用による保育施設整備マッチング事業イメージ図】



保育所における障がい児（医療的ケア児）の更なる受入れ強化について

1. 待機児童の状況【2020（令和2）年4月1日現在】

・ 障がい児の待機児童は 15 人（公立 4 人・民間 11 人：うち、医療的ケア児 2 人、受入れ困難児 1 人）



- 障がい児が仲間と共に育ち合える機会を提供するため、待機児童の多くを占める障がい児への対応が必要となるが、特に医療の進歩に伴い増加傾向にある医療的ケア児のニーズに対し受入れを行うための体制強化を図ることで、待機児童の解消を図る。
- 「大阪市立保育所（公設置公営）における医療的ケア児 受入れに関するガイドライン（案）」（概要：P20参照）を令和3年1月に策定予定であり、医療的ケア児の円滑な受入れ強化を図る。

2. 民間保育施設（公設置民営含む）における対応策

○【対策1】医療的ケア児対応看護師体制強化事業の検討

新規

- ・ 民間保育施設等に対するアンケート調査では、看護師の補助制度がないため雇用経費は民間保育施設等が負担しており、看護師の補助金制度が必要であるとの意見が多数あり。

医療的ケア児の受入れ促進を図るため、更なる強化策として、

医療的ケア児1名に対して看護師1名の配置にかかる人件費補助を新設。

○【対策2】特別支援保育にかかる事業費補助の継続実施の検討

- ・障がい児の受入れに伴い、民間保育施設等では加配職員の人件費について法人負担が生じているケースがある。
- ・待機児童対策として、令和2年度から以下の事業を実施
 - ①特別支援保育担当保育士等の雇入れ費にかかる補助の増額
 - ②障がい児の受入れに必要な教材・環境備品 購入費の補助

《事業実施の効果》

- ・受入れ施設数の増……………全337施設中、186施設で受入れ児童数が増加
(うち、前年度0人から1人以上受入れ児童が増加したのは57施設)
- ・受入れ児童数の増……………195人(前年度比で23%の大幅なアップ)
- ・受入れ割合の改善……………令和元年度＝63.3% → 令和2年度＝68.3%



今年度実施した上記①②の事業により、障がい児の受入れに大きな効果が見られたことから、待機児童解消に向け引き続き継続して実施することで更なる受入れの促進を図る。

3. 公立保育所における対応策

- ・セーフティーネットとして障がい児保育を引き続き促進すると共に、民間保育施設等での受入れが難しい重度の障がい児や医療的ケア児について、集団保育が可能な場合には職員体制の整備をふまえ受入れを図る。
- ・医療的ケア児への個別対応にあたる看護師（任期付職員）を配置しているが、安定した受入れ体制の確保及びより安全・安心な医療的ケアを提供するため、本務看護師による体制強化に向け職員採用を行う。

大阪市立保育所(公設置公営)における医療的ケア児受入れに関するガイドライン(概要)

○【目的】

- ・ 医療的ケア児を保育所で受入れる際の要件や対応手順、保育士や看護師の役割の明確化や体制の基準、及び医療的ケア児の保護者や主治医との連携等について、明文化し定めることで、安全安心な保育と医療的ケアを提供することができ、医療的ケア児の円滑な受入れを促進する。

○【主な内容】

- ・ 保育所の利用申込みに関する流れと手続き（利用申請面接→こども青少年局での協議→利用調整→入所内定）
- ・ 安全安心な保育と医療的ケアを実施するための実施体制（看護師と保育士の役割分担、保育と医療的ケアの協働）
- ・ 保育所と保護者をはじめ、主治医・行政機関との連携（集団保育の中での、安全安心な医療的ケアの提供）
- ・ 集団保育における配慮（保護者の理解と協力を得るための確認事項、感染症の対応、所外での保育実施の配慮事項）
- ・ 事故防止のための安全管理（緊急時対応、シミュレーション研修、災害時対応の確認、事故・ヒヤリハット）

○【今後の取組】

- ・ 関係機関等へ周知を行うと共に、区役所での保育所の利用調整事務において、医療的ケア児の保護者への入所案内として利用してもらい、民間保育施設等における受入れに関しても活用してもらえることを目指す。

- ・ 保育所において保育士が本来担うべき業務を改めて見つめ直すことを目的として、保育士業務のあり方および負担軽減策を取りまとめるため、こども青少年局に「保育士業務のあり方検討プロジェクトチーム」を設置した。

1. これまでの取組

- ・ 令和元年 10 月～11 月 公立保育所に勤務する保育士を対象に、業務の負担軽減・見直しに関するアンケートの実施
⇒ 保育士の担うべき業務や事業の効率化、廃止、ICT化について調査
- ・ 令和 2 年 7 月～8 月 アンケート結果に基づくヒアリングの実施
⇒ 保育所で行っている行事等の意義、保護者ニーズ、負担軽減策について、様々な経験年数層の保育士グループへのヒアリングを実施
- ・ 令和 2 年 7 月～9 月 民間保育施設における負担軽減策に関する調査
⇒ ICT化など民間保育施設で実施している負担軽減策について状況把握・分析を実施

○公立保育所における負担軽減の取り組み

（令和 2 年度）

- ・ 翻訳機（ポケトーク）を導入《10 月導入済》
- ・ 保育業務支援システム（タブレット端末による登降所管理等）の導入《年度末稼働予定》
- ・ 各保育所に事務補助員を配置（1 か所 1 名：12 月 1 日時点で全 60 か所中、25 名配置済）

（令和 3 年度予定案）

- ・ 給食費徴収事務システム改修
- ・ 保育士業務支援システムの活用を引き続き検討

2. 今後の予定

- より保育現場にマッチした実現可能な負担軽減策の取りまとめを行うため、有識者を交えた意見交換会を実施し、外部の新たな視点から見た意見を聴取する。

[参加予定の外部有識者] 内閣府子ども・子育て本部 政策調査員 馬場 耕一郎氏

東大阪大学 学長代行 副学長
大阪市特別参与（就学前教育関係） 吉岡 眞知子氏

- 意見交換会で議論された内容を踏まえ、プロジェクトチームとして「（仮称）保育士業務のあり方及び働き方改革に基づく負担軽減策」を取りまとめ、区長会議（こども・教育部会）に報告する。
- 取りまとめた「（仮称）保育士業務のあり方及び働き方改革に基づく負担軽減策」について、令和3年度から公立保育所で実施するとともに、民間保育園にも発信を行う。
- 公立保育所における実施状況等をふまえ、待機児童解消特別チーム会議において報告を行う。

2021（令和3）年度保育施設利用申込状況

<2020（R2）.11.4現在>

資料6

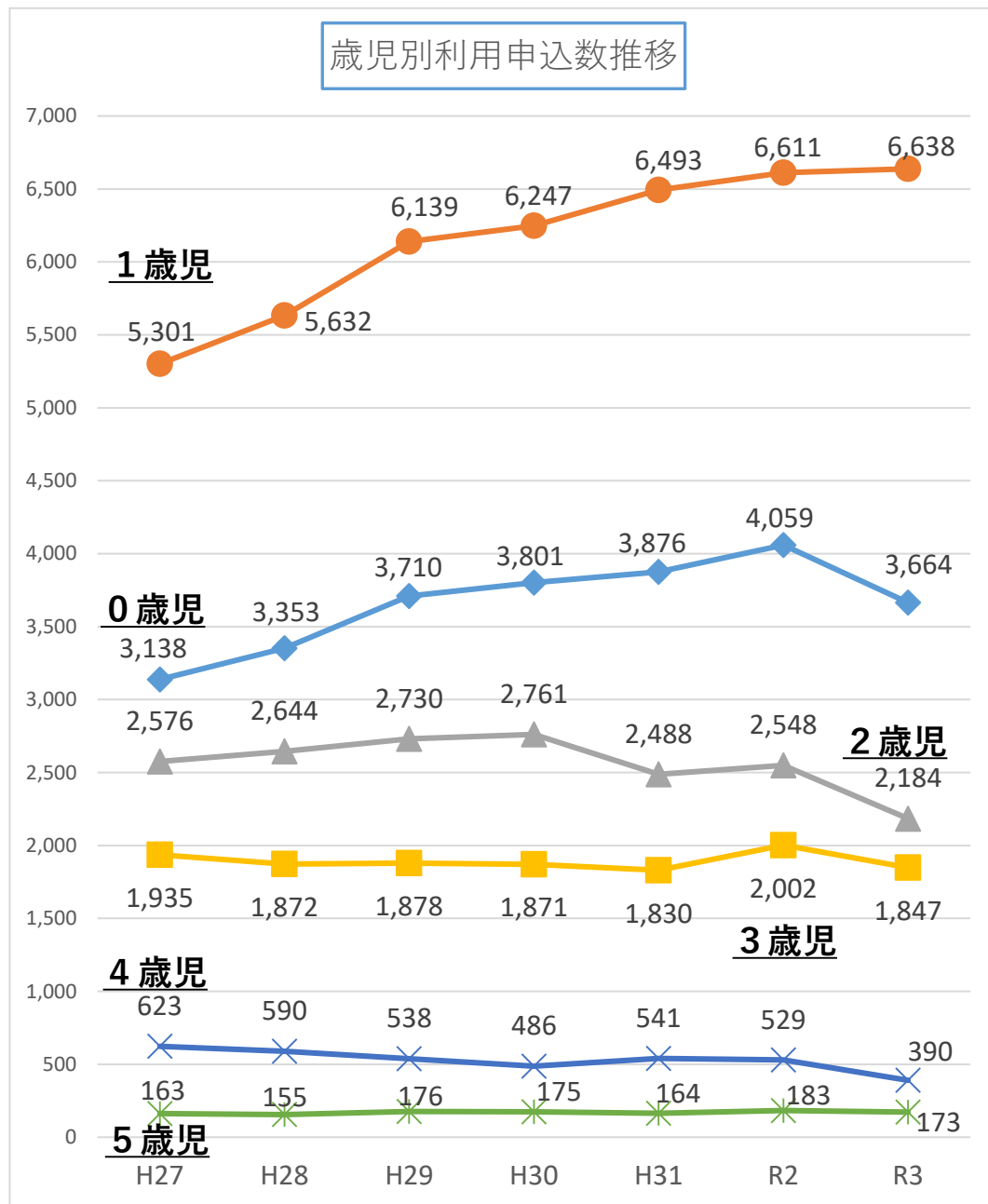
1歳児は全区において不足

1～3歳児の不足が大きい

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
2021年度 (R3)入所 ①	募集数	4,713	4,889	1,939	1,584	1,009	933	15,067
	申込者数	3,663	6,638	2,184	1,847	390	173	14,895
	募集と申込者数の差	1,050	▲ 1,749	▲ 245	▲ 263	619	760	172
	不足する区のための合計	▲ 13	▲ 1,749	▲ 355	▲ 385	▲ 4	0	▲ 2,506
2020年度 (R2)入所 ②	募集数	4,577	4,760	1,894	1,584	1,149	1,146	15,110
	申込者数	4,059	6,611	2,548	2,002	529	183	15,932
	募集と申込者数の差	518	▲ 1,851	▲ 654	▲ 418	620	963	▲ 822
	不足する区のための合計	▲ 83	▲ 1,851	▲ 667	▲ 521	▲ 12	0	▲ 3,134
差 ①－②	募集数	136	129	45	0	▲ 140	▲ 213	▲ 43
	申込者数	▲ 396	27	▲ 364	▲ 155	▲ 139	▲ 10	▲ 1,037
	募集と申込者数の差	532	102	409	155	▲ 1	▲ 203	994
	不足する区のための合計	70	102	312	136	8	0	628

申込者数の減少(1歳児以外)

○保育施設等利用申込状況について



(コロナ禍による影響)

大阪労働局データ（下段の数値は対前年同月比）

	5月	6月	7月	8月	9月
新規求人数	54,607 (人) (%) ▲ 34.6	64,570 (人) (%) ▲ 13.9	58,518 (人) (%) ▲ 30.4	58,880 (人) (%) ▲ 28.0	65,093 (人) (%) ▲ 16.3
雇用保険受給者数	28,574 (人) (%) 7.1	34,193 (人) (%) 27.8	37,713 (人) (%) 30.9	40,219 (人) (%) 35.1	41,441 (人) (%) 40.7

・大阪労働局のデータによると、求人数は減少。雇用保険受給者数が著しく増加

・女性失業者(子育て女性)は、増加しており、休業率も高止まりするなど、雇用が回復していないとの分析もある。(R2.9.25労働政策研究・研修機構報告)

(申込数の減少)

・雇用状況の悪化により、失業者・休業者が増える中、特に子育て層の女性への影響が大きく、家庭保育を選択するケースや育児休業の延長を含め、申込を控える世帯が増えていると推測される。

2021（令和3）年4月における待機児童解消に向けた対策について①

資料7

【利用申込状況】

- ・ 0～5歳児の申込数は昨年度と比べて減少したものの、1～3歳児、特に1歳児の入所枠不足数は多く、依然として厳しい状況。

（単位：人）

	1歳	2歳	3歳
募集数	4,889	1,939	1,584
申込数	6,638	2,184	1,847
差	▲ 1,749	▲ 245	▲ 263

- ・ 1歳児の入所枠不足数が100人を超える区が9区ある。

（単位：人）

	北区	福島区	港区	淀川区	東淀川区	城東区	鶴見区	阿倍野区	住吉区
募集数	245	210	111	292	275	392	189	210	235
申込数	393	319	214	453	396	529	301	318	338
差	▲ 148	▲ 109	▲ 103	▲ 161	▲ 121	▲ 137	▲ 112	▲ 108	▲ 103

ソフト面での取り組みを強化し、R3.4.1の待機児童ゼロをめざす

2021（令和3）年4月における待機児童解消に向けた対策について②

■保育人材確保事業活用の働きかけ

制度は浸透しつつあるものの、引き続き事業内容周知資料を活用し、さらに人材確保を促進

■面積基準緩和（※）活用の働きかけ

令和元年11月から対象施設を認定こども園にも拡大済。

認定こども園及びニーズの高い地域の保育所に働きかけ、活用施設を拡大

■期間限定保育（※）実施働きかけ

P Rチラシの活用等により、ニーズの高い地域の保育所に働きかけ、実施施設を拡大

■企業主導型保育事業の空き情報提供

利用調整時に情報提供（企業主導型保育事業所 10月末現在 208か所、開設申請中73か所）

■丁寧な利用調整等の実施

- ・ 保護者のニーズを聞き取り、希望施設以外にも、区内の中で利用が可能と思われる施設（幼稚園や企業主導型等）の情報を提供するなどして、保護者の選択肢の幅を増やす。
- ・ また、区内だけにとどまらず、通園可能な隣接区の保育施設等の入所のあっせんを行う。
- ・ さらに、二次調整の結果、利用保留になった方に対して、内定辞退等が生じた場合の速やかな利用調整を実施する。

※面積基準緩和	待機児童解消のための特例要件を満たす本市では、保育所等の保育室等の床面積を国基準より緩和できる。 （例：1歳児 3.3㎡以上 ⇒ 1.65㎡以上）
※期間限定保育	保育室の空き等を利用して待機児童の多い1歳児を対象に最大2年間の保育の実施

保育所等整備にかかる各区の入所枠不足解消について

～令和4年4月の入所枠確保に向けて～【令和3年度予算に向けた考え方】

令和4年度4月時点の入所枠不足数の積算

■入所申込み状況

- ・申込み数（二次申込み数（見込み）含む）

■区内保育ニーズの動向

- ・マンションの建設による申込み予測
- ・地域偏在や近年の保育ニーズの増減

- ⇒
- ・年齢ごとの不足見込みを算出
=利用保留見込み児童数

不足する入所枠 2,393 人分（前年度 2,709 人分）

保育所等整備による対応

798 人分（前年度 1,023 人分）

33.3%

37.8%

減少

- ・不足する年齢に応じて、認可保育所又は認可保育所増築及び分園、小規模保育事業所を選択
- ・認可外保育施設の認可園への移行支援策（国制度）の活用

保育所等整備に偏らず、既存施設等の活用との両輪で解消を図っていく

保育所等整備によらない対応

1,595 人分（前年度 1,686 人分）

66.7%

62.2%

増加

- ・既存施設に対する受入れ協力
- ・既存施設の保育士確保による入所枠増
- ・面積基準緩和の活用
- ・期間限定保育の実施
- ・企業主導型保育事業への案内

必要整備量等について 【令和3年度予算】①

令和4年4月の入所枠不足見込み(年齢別)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
不足枠(全市計)	▲ 60	▲ 1,764	▲ 261	▲ 305	▲ 3	0	▲ 2,393

各区で積算した
入所枠不足見込数の
合計を計上

整備によらない 対応	9	1,434	53	99	0	0	1,595
整備による対応	51	330	208	206	3	0	798
							2,393

解消に必要な認可保育所・
小規模保育事業所の整備量を
積算

⇒各歳児とも進級可能な
定員設定とする
保育所は5歳まで
〔小規模は2歳まで〕

整備による 枠拡充	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
	191	334	349	288	307	307	1,776

認可保育所 18か所 小規模保育事業所等 16か所の整備が必要

必要整備量等について 【令和3年度予算】②

	区別整備量					
	認可保育所		分園・小規模等		合計	
	整備数	入所枠	整備数	入所枠	整備数	入所枠
北 区	5か所	400人	-	-	5か所	400人
都 島 区	1か所	72人	-	-	1か所	72人
福 島 区	1か所	60人	2か所	38人	3か所	98人
中 央 区	3か所	240人	-	-	3か所	240人
西 区	2か所	180人	-	-	2か所	180人
港 区	-	-	2か所	38人	2か所	38人
天王寺区	2か所	160人	-	-	2か所	160人
西淀川区	1か所	80人	-	-	1か所	80人
東淀川区	-	-	2か所	38人	2か所	38人
東 成 区	-	-	2か所	38人	2か所	38人
生 野 区	-	-	2か所	38人	2か所	38人
旭 区	-	-	1か所	19人	1か所	19人
城 東 区	2か所	200人	3か所	57人	5か所	257人
鶴 見 区	1か所	80人	2か所	38人	3か所	118人
合 計	18か所	1,472人	16か所	304人	34か所	1,776人
昨 年 分	21か所	1,721人	19か所	361人	40か所	2,082人

◎保育施設の整備は急務であるため、来年度の1次公募は、令和2年12月下旬に開始し、以後、切れ目のない募集を実施